

事務連絡
令和3年4月9日

一般社団法人日本パーキングビジネス協会 御中

国土交通省都市局街路交通施設課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する
法律等の施行について（情報提供）

令和2年10月27日に開催された合同研修会にてお知らせしたとおり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）が令和3年4月1日から全面施行されました。その内容について総合政策局より別添のとおり通知されておりますので、ご参照ください。

【特定路外駐車場関係の主な改正内容】

- ・路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が路外駐車場車いす使用者用駐車施設を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行う努力義務を追加
- ・路外駐車場車いす使用者用駐車施設が設置された施設の利用者（車椅子使用者その他の障害者等を除く。）は、路外駐車場管理者等の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設の利用を控え、又は車椅子使用者その他の障害者に譲るなど、適正な配慮を行う努力義務を追加 等

※車いす使用者用駐車施設とは車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設であって移動円滑化の措置がとられたもの（路外駐車場移動等円滑化基準に適合するもの）を指します。